

豊田都市計画区域区分の変更（愛知県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム （単位：千人）

区分 \ 年次		平成 17 年	平成 32 年
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	443	—
	市街化区域内人口	301	—
	配分する人口	—	—
	保留する人口	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

（注）人口フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している人口フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

(参考) 広域都市計画圏の人口フレーム

- 1) 広域都市計画圏の名称
「西三河広域都市計画圏」

- 2) 都市計画区域区分に係る人口フレーム (単位：千人)

区 分		西三河広域 都市計画圏	都市計画区域	
			豊田	西三河
平成 17 年 (西暦 2005 年)	都市計画区域内人口	1,487.8	443.4	1,044.4
	市街化区域内人口	1,139.2	300.8	838.4
平成 32 年 (西暦 2020 年)	都市計画区域内人口	1,570.8	1,570.8	
	市街化区域内人口	1,216.9	1,216.9	
	配分する人口	1,179.9	1,179.9	
	保留する人口	37.0	37.0	
	(特定保留)	—	—	
	(一般保留)	37.0	37.0	

理 由

組合施行の土地区画整理事業による計画的な市街地整備が确实な区域を市街化区域に編入するものである。